

熊本県公報

第 1 1 2 8 4 号
平成 17 年 7 月 8 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 生活保護法第 49 条の規定による医療機関等の指定…………… (生活保護・援護課) 1
- 生活保護法第 14 条の規定による医療機関の廃止…………… (") 2
- 生活保護法第 14 条の規定による医療機関等の変更…………… (") 2
- 道路の供用開始…………… (道路総務課) 2
- 道路の区域変更…………… (") 2
- "…………… (") 3
- 生活保護法の規定による介護機関の指定…………… (生活保護・援護課) 3
- "…………… (") 4
- あらたに生じた土地の確認及びこれに係る字の区域の変更…………… (市町村総室) 5
- "…………… (") 6
- 指定居宅サービス事業所の指定…………… (高齢者支援総室) 6
- 道路の供用開始…………… (道路総務課) 6
- "…………… (") 7
- パソコン及びプリンタの調達に係る競争入札参加資格等…………… (情報企画課) 7
- 指定居宅サービス事業所の指定…………… (高齢者支援総室) 7
- "…………… (") 8
- 指定居宅サービス事業所等の廃止届…………… (") 8
- "…………… (") 8

公 告

- 団体営土地改良事業の工事完了…………… (農村計画課) 8
- 開発行為工事完了…………… (建築課) 9
- "…………… (") 9
- 八代都市計画臨港地区の変更…………… (都市計画課) 9
- パソコン及びプリンタの一般競争入札の実施…………… (情報企画課) 9

登 載 依 頼

- 平成 18 年度熊本県立高等学校入学者選抜要項…………… (高校教育課) 12
- 駐車監視員資格者講習…………… (県警交通指導課) 68
- 包括外部監査人からの補助者協議…………… (監査委員事務会) 69

告 示

熊本県告示第 878 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、医療機関等を次のように指定した。

平成 17 年 7 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔医科〕

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	指定年月日
6010224	有田大津眼科	有田 達生	八代市永碓町 1305-2	平成 17 年 4 月 12 日
6030111	山田クリニック	山田 孝吉	荒尾市東屋形 2-13-6	平成 17 年 6 月 1 日
6410044	光の森メンタルクリニック	白石 泉	菊池郡菊陽町津久礼3326-2	平成 17 年 6 月 1 日
6460026	たくもと小児科クリニック	宅本 哲也	阿蘇市黒川 1499-4	平成 17 年 6 月 1 日

〔歯科〕

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	指定年月日
6414017	熊本リハビリテーション病院	医療法人社 団熊本丸田 会	菊池郡菊陽町曲手 760	平成 17 年 6 月 1 日
6314007	ほのか歯科小児歯科医院	盛 孝徳	玉名郡南関町上坂下3559-2	平成 17 年 6 月 1 日
6014080	つばめ歯科クリニック	吉村 正則	八代市建馬 3-62F	平成 17 年 6 月 1 日

熊本県告示第 879 号

生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）第 14 条の規定により、次の医療機関から廃止の届出があった。

平成 17 年 7 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔医科〕

医療機関名称	開設者	医療機関所在地	廃止年月日
上田医院	上田 義之	八代市塩屋町 10-6	平成 17 年 4 月 21 日

熊本県告示第 880 号

生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）第 14 条の規定により、次の指定医療機関等から変更の届出があった。

平成 17 年 7 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔医科〕

医療機関名称	開設者	変更事項		変更年月日
		旧	新	
くまもと温石病院	医療法人 愛生会	名称		平成 17 年 4 月 1 日
		中央町温石病院	くまもと温石病院	

〔歯科〕

医療機関名称	開設者	変更事項		変更年月日
		旧	新	
くまもと温石病院	医療法人 愛生会	名称		平成 17 年 4 月 1 日
		中央町温石病院	くまもと温石病院	

熊本県告示第 881 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 17 年 7 月 8 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 17 年 7 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	長原川野線	上益城郡山都町田吉字天神迫	149.0	単道改
		同字 132 番 2 地先から 131 番 1 地先まで		

2 供用開始する期日 平成 17 年 7 月 8 日

熊本県告示第 882 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区

域を変更する。

その関係図面は、平成17年7月8日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成17年7月8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 国道	266号	上天草市姫戸町姫浦字石神 6003番1地先から 同字 6003番1地先まで	前	13.0 ～ 13.4	23.2	単防炎
			後	27.9 ～ 41.5		

2 区域変更する期日 平成17年7月8日

熊本県告示第883号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成17年7月8日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成17年7月8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	稲生野 甲佐線	上益城郡山都町御所字堂園 555番4地先から 同町御所字一ノ瀬 574番地先まで	前	4.6 ～ 16.8	188.0	単橋改
			後	7.8 ～ 28.5		

2 区域変更する期日 平成17年7月8日

熊本県告示第884号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関を次のように指定した。

平成17年7月8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔訪問介護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
ウイッシュ 荒尾市川登1868番地9	有限会社天風 荒尾市宮内844番地10	平成17年5月17日
ヘルパーステーションさくら苑 玉名市伊倉北方1533番地	社会福祉法人玉寿会 玉名市伊倉北方1533番地	平成17年5月2日
JA やつしろ訪問介護センター いぐさの郷 八代郡鏡町両出73番地	八代地域農業協同組合 八代市古城町2690番地	平成17年4月1日

〔訪問看護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
ウイズ 荒尾市川登 1868 番地 9	有限会社天風 荒尾市宮内 844 番地 10	平成 17 年 5 月 17 日

〔通所介護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
菊池市社協ななしろ 菊池市七城町流川 394 番地 1	社会福祉法人菊池市社会福祉協議会 菊池市隈府 888 番地	平成 17 年 3 月 22 日
かけはし 山鹿市鹿本町下分田 838 番 1	有限会社誠心会 熊本市室園町 10 番地 53 号	平成 17 年 4 月 29 日
大野橋デイサービスセンター 宇城市松橋町曲野 34 番地 1	社会福祉法人水光会 宇城市松橋町竹崎 1142 番地の 1	平成 17 年 5 月 23 日
いのちの自立館 菊池郡合志町大字上庄 2166 番地 1	特定非営利活動法人命のどう宝 菊池郡合志町大字上庄 2166 番地 1	平成 17 年 5 月 23 日
デイサービスセンター城山 上益城郡御船町滝川 46 番地	有限会社熊進企画 熊本市錦ヶ丘 26 番 11 号	平成 17 年 5 月 18 日

〔居宅介護支援事業〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
福祉サービスわかば 八代市大村町 572 番地 2	有限会社福祉サービス熊本 八代市大村町 572 番地 2	平成 17 年 5 月 30 日
ケアライフ 水俣市浜 4083 番地 187	有限会社ケアライフ 水俣市浜 4083 番地 187	平成 17 年 5 月 1 日
ゆめ 山鹿市鹿本町下分田 838 番 1	有限会社誠心会 熊本市室園町 10 番地 53 号	平成 17 年 4 月 29 日

熊本県告示第 885 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、介護機関を次のように指定した。

平成 17 年 7 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔訪問介護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
くま川ヘルパーステーション 八代市本町一丁目 10 番 35 号	有限会社くま川 八代市若草町 1 番地 16 号	平成 17 年 5 月 26 日
有限会社ケアサービスのぞみ 山鹿市熊入町 931 番地の 4	有限会社ケアサービスのぞみ 山鹿市熊入町 931 番地の 4	平成 17 年 5 月 2 日
みさと 下益城郡美里町豊富 4133 番地 3	株式会社美里苑 下益城郡美里町甲佐平 1597 番地	平成 17 年 5 月 27 日

〔訪問看護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
訪問看護ステーションパートナー 上天草市大矢野町登立 9616 番地 15	有限会社パートナー 熊本市南千反畑町 10 番 27-1103	平成 17 年 5 月 18 日

〔通所介護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
アイリスケアセンター八代 八代市松江町 561 番地 1	株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目 9 番地	平成 17 年 6 月 1 日
デイサービスセンター陽だまりの里 八代市高下西町 2280 番地	株式会社大成アフエクション 熊本市田井島一丁目 3 番 50 号	平成 17 年 6 月 3 日
デイサービスセンター「グリーンコープ ゆるりの家・荒尾」 荒尾市川登 1795 番地 3	グリーンコープ生活協同組合くまもと 熊本市新土河原二丁目 1 番 1 号	平成 17 年 6 月 8 日
デイサービスセンター菖蒲苑 山鹿市昭和町 601 番地	医療法人社団 三森会 山鹿市大橋通 1204 番地	平成 17 年 5 月 24 日
菊池市社協輝 菊池市泗水町吉富 2900 番地	社会福祉法人菊池市社会福祉協議会 菊池市隈府 888 番地	平成 17 年 3 月 22 日
デイサービスセンター岱明の里 玉名郡岱明町大字高道 1067 番地	株式会社黎明 玉名郡岱明町大字高道 1067 番地	平成 17 年 6 月 7 日
デイサービスセンター星の里 菊池郡菊陽町津久礼 825 番地 5	医療法人社団まこと会 菊池郡菊陽町津久礼 868 番地 5	平成 17 年 6 月 8 日
みのり 八代市郡築四番町 40-8	医療法人社団司会 八代郡鏡町両出 1503	平成 17 年 5 月 31 日

〔認知症対応型共同生活介護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
ふれあいの家御薬園 人吉市七地町 21-1 番地	医療法人社団健成会 人吉市下新町 359 番地	平成 17 年 6 月 10 日

〔居宅介護支援事業〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
くま川 八代市本町一丁目 10 番 35 号	有限会社くま川 八代市若草町 1 番地 16 号	平成 17 年 5 月 26 日
有限会社ケアサービスのぞみ 山鹿市熊入町 931 番地の 4	有限会社ケアサービスのぞみ 山鹿市熊入町 931 番地の 4	平成 17 年 5 月 2 日
介護支援センター星の里 菊池郡菊陽町津久礼 825 番地 5	医療法人社団まこと会 菊池郡菊陽町津久礼 868 番地 5	平成 17 年 6 月 8 日
陽だまりの里 八代市高下西町西寺川 2280 番地	株式会社大成アフエクション 熊本市田井島一丁目 3 番 50 号	平成 17 年 6 月 3 日
グリーンコープ居宅介護支援センター (荒尾) 荒尾市川登 1795 番地 3	グリーンコープ生活協同組合くまもと 熊本市新土河原二丁目 1 番 1 号	平成 17 年 6 月 8 日

熊本県告示第 886 号

公有水面の埋立てによりあらたに土地を生じたため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により確認し、これに係る字の区域を同法第 260 条第 1 項の規定により、次のとおり決定した旨御所浦町長から届出があった。

平成 17 年 7 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

あらたに生じた土地	編入する字
御所浦町字梅実迫 4965 の 4、4965 の 2、4976 の 11、4976 の 10、4976 の 17、4976 の 9 地先公有水面埋立地 508.54 平方メートル	御 所 浦 町 字 梅 実 迫

御所浦町字梅実迫 4976 の 9、4976 の 17、4976 の 10、4976 の 11、4976 の 19 地先 公有水面埋立地 146.56 平方メートル	御 所 浦 町 字 梅 実 迫
御所浦町字土井 4981 の 3 地先並びに 4981 の 5、4983 の 2、4983 の 3、4983 の 4、 4983 の 5、4983 の 54、4983 の 6、4984 の 2、4984 の 1、4986、4987、4988 の 2 及び これらの区域に介在する道路、水路に隣接する無番地地先公有水面埋立地 1, 815.14 平方メートル	御 所 浦 町 字 土 井

熊本県告示第 887 号

公有水面の埋立てによりあらたに土地を生じたため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により確認し、これに係る字の区域を同法第 260 条第 1 項の規定により、次のとおり決定した旨御所浦町長から届出があった。

平成 17 年 7 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

あらたに生じた土地	編入する字
御所浦町字土井 4988 の 2、4988 の 3 及びこれらの区域に介在する道路に隣接する 無番地地先公有水面埋立地 1, 292.52 平方メートル	御 所 浦 町 字 土 井
御所浦町字高松 5170 の 6、5170 の 7、5170 の 8、5170 の 10、5170 の 12、5170 の 13 に隣接する無番地地先並びに 5171 の 10、5171 の 4、5171 の 3、5171 の 7 及びこ これらの区域に介在する水路地先公有水面埋立地 4,369.97 平方メートル	御 所 浦 町 字 高 松
御所浦町字鳴川 5194 の 4、5194 の 3、5196 の 4 地先公有水面埋立地 1,653.49 平方メートル	御 所 浦 町 字 鳴 川

熊本県告示第 888 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 17 年 7 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
泰星苑 球磨郡あさぎり町上南 1295 番地	社会福祉法人共成舎	平成 17 年 6 月 23 日

熊本県告示第 889 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 17 年 7 月 8 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 17 年 7 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	325号	菊池市旭志川辺 同所 1825番3地先から 900番1地先まで	580.0	交通連携国道

2 供用開始する期日 平成 17 年 7 月 8 日

熊本県告示第 890 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 17 年 7 月 8 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 17 年 7 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	益城菊陽線	上益城郡益城町大字惣領字水足 1306 番 3 地先から 同大字 字高木 1549 番 3 地先まで	148.0	緊道整

2 供用開始する期日 平成 17 年 7 月 8 日

熊本県告示第 891 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成 17 年 7 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 借入物品及び数量

パソコン及びプリンタリース 一式

2 入札参加資格

熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 14 年熊本県告示第 516 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の (2) の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先

熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862 - 8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

電話 096 - 383 - 1111 内線 6350

(3) 入札参加資格審査申請書の受付期間

平成 17 年 7 月 8 日（金）から平成 17 年 7 月 28 日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成 18 年 9 月 30 日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成 18 年 7 月 1 日から平成 18 年 7 月 31 日まで行う。

熊本県告示第 892 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 17 年 7 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
アイリスケアセンター保田窪 熊本市保田窪四丁目10番68号	株式会社ニチイ学館	平成17年7月1日

熊本県告示第893号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成17年7月8日

熊本県知事 潮谷義子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンターカムさあ 熊本市龍田陣内三丁目37番7号	社会福祉法人リデル・ライト 記念老人ホーム	平成17年7月1日

熊本県告示第894号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により指定居宅サービス事業所の廃止の届出があった。

平成17年7月8日

熊本県知事 潮谷義子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	廃止年月日
訪問介護事業所福祉サービスセンター ほっと館 阿蘇郡産山村大利657-2	社会福祉法人やまなみ会	平成17年5月31日

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	廃止年月日
通所介護事業所ふれあい 熊本市新南部三丁目7-133	有限会社エリア管理サービス	平成17年5月31日

熊本県告示第895号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により指定居宅介護支援事業所の廃止の届出があった。

平成17年7月8日

熊本県知事 潮谷義子

【居宅介護支援】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	廃止年月日
居宅介護支援事業所リュウケアサービス 人吉市宝来町年の神43-1	株式会社リュウマネージメントサービス	平成17年5月25日

公 告

熊本県公告第529号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第2項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成17年7月8日

熊本県知事 潮谷義子

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用排水施設	牛島	平成12年12月6日	平成17年3月25日	多良木町

熊本県公告第530号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成17年7月8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡合志町大字幾久富字上沖野 1656番29、同1656番697及び同1656番699
2,872.53平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
菊池郡合志町大字幾久富 1829番地2
大久保忠夫

熊本県公告第531号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成17年7月8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡西合志町大字須屋字二本松 2745番17
1,031.27平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市江津一丁目15番6号
株式会社横田産業

熊本県公告第532号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、八代市の住民及び利害関係人は、期間満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。

平成17年7月8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類
八代都市計画臨港地区 八代港臨港地区
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
(1) 蛇籠地区 八代市建馬町壺号
(2) 内港地区 八代市新港町及び港町の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所
(1) 熊本県土木部都市計画課
熊本市水前寺六丁目18番1号
(2) 熊本県八代地域振興局土木部企画調査景観課
八代市西片町1660
(3) 八代市建設部都市計画課
八代市松江城町1-25
- 4 縦覧期間
平成17年7月8日から平成17年7月22日まで

熊本県公告第533号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成17年7月8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 借入物品及び数量
パソコン及びプリンタリース 一式
 - (2) 借入物品の規格及び品質等
入札説明書及び要求仕様書のとおり
 - (3) 借入期間
平成17年10月1日から平成22年9月30日まで
 - (4) 納入期限
平成17年9月30日
 - (5) 納入場所
要求仕様書のとおり
 - (6) 入札方法
ア 入札金額は、賃借料1月当たりの借入代金とする。見積りに当たっては60月賃借料率で計算すること。

- イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札説明書及び要求仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
- エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札参加資格
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成14年熊本県告示第516号）による審査のうえ、有資格者としてリース・レンタル（取扱業種010A機器類）に登録された者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 5の(4)の入札の時点において熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間
平成17年7月8日（金）から平成17年7月28日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
- (2) 提出場所
4に記載のとおり
- (3) 提出方法
4に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 4 契約条項を示す場所
熊本県地域振興部情報企画課管理班（県庁行政棟新館9階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-383-1111 内線 3084
- 5 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
4に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成17年7月8日（金）から平成17年8月17日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
イ 交付場所
4に記載のとおり
- (3) 入札説明会の日時及び場所
ア 日時
平成17年7月21日（木）午後1時30分から
イ 場所
熊本県地域振興部情報企画課内（県庁行政棟新館9階）
- (4) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成17年8月18日（木）午後1時30分から
イ 場所
熊本県地域振興部情報企画課内（県庁行政棟新館9階）
- (5) 入札書の提出方法
5の(4)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4に記載の場所に平成17年8月17日（水）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 6 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった一月当たりの額に借入期間月数（60月）を乗じた額の100分の5以上の金額を5の(4)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保

- 証金の納付が免除される。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ケ 2以上の意思表示をした入札
- コ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格
設定しない。
- (6) 契約の締結
- ア 契約書作成の要否
- イ 契約の締結期限
落札者決定の日から14日以内とする。
- ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額（一月当りの賃借料）に借入期間月数（60月）を乗じた額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。
- (9) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 summary

- (1) Name and quantity of commodity
A set of personal computers (653 personal computers, 159 printers)
- (2) Deadline of supply commodity
September 30th 2005
- (3) Place to supply commodity
Shown in the bid explanation form
- (4) Date and place to submit bidding proposal
August 18th 2005 1:30 p.m.
Room to submit bidding proposal
Prefectural Office of Kumamoto
- (5) Deadline to submit bidding proposal by mail
August 17th 2005
- (6) Language and currency to be used for bidding

- Japanese language and currency only
(7) Name of the department in charge of this bidding contract
Regional & Planning Division,
Department of Regional & Development Prefectural Office of Kumamoto
6-18-1 Suizenji, Kumamoto City,
Kumamoto Prefecture, 862-8570 Japan
Phone: 096-383-1111 Ext. 3084

登載依頼

熊本県教育委員会告示第8号

平成18年度熊本県立高等学校入学者選抜要項を次のように定める。

平成17年7月8日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

平成18年度

熊 本 県 立 高 等 学 校
入 学 者 選 拔 要 項

熊 本 県 教 育 委 員 会

平成 1 8 年度入学者選抜の主な日程

	事 項	期 日 ・ 期 間
全 日 制 課 程 ・ 定 時 制 課 程	実施願 (高→県)	6月30日(木)まで
	学校独自検査等の細目の実施届 (高→県)	9月22日(木)まで
	成績一覧表提出 (中→教育事務所等)	1月10日(火)～1月13日(金)
	願書受付 (中→高)	1月20日(金)～1月24日(火)16:00
	調査書、成績一覧表提出 (中→高)	1月20日(金)～1月24日(火)16:00
	出願者数報告 [ファクシミリ] (高→県)	1月24日(火)16:00～17:00
	前期選抜実施日	2月 1日(水)
	結果の通知 [文書] (高→中→本人)	2月 9日(木)
	結果報告 [ファクシミリ] (高→県)	2月 9日(木)9:00～10:00
	合格者発表	3月14日(火)
全 日 制 課 程	実施届 (高→県)	11月 4日(金)まで
	課題の通知 (高→中)	11月18日(金)まで
	面接・作文実施届 (高→県)	1月13日(金)まで
	成績一覧表提出 (中→教育事務所)	1月10日(火)～1月13日(金)
	願書受付 (中→高)	1月20日(金)～1月24日(火)16:00
	調査書、成績一覧表提出 (中→高)	1月20日(金)～1月24日(火)16:00
	出願者数報告 [ファクシミリ] (高→県)	1月24日(火)16:00～17:00
	中高一貫教育に係る入学者選抜実施日	2月 1日(水)
	結果の通知 [文書] (高→中→本人)	2月 9日(木)
	結果報告 [ファクシミリ] (高→県)	2月 9日(木)9:00～10:00
合格者発表	3月14日(火)	
	通信制の入学者選抜要項承認願 (高→県)	12月 8日(木)まで
	専攻科の入学者選抜要項承認願 (高→県)	9月30日(金)まで

		事 項	期 日 ・ 期 間		
全 日 制 課 程 ・ 定 時 制 課 程	後 期 選 抜	得点の特別処理承認願 (高→県)	12月 8日(木)まで		
		実技検査細目実施届 (高→県)	12月 8日(木)まで		
		成績一覧表提出 (中→教育事務所等)	1月10日(火)～ 1月13日(金)		
		願書受付	2月10日(金)～ 2月15日(水)正午		
		農業自営者養成学科入学志願者調書提出	2月10日(金)～ 2月15日(水)正午		
		出願者数報告 [ファクシミリ] (高→県)	2月15日(水)13:00～14:00		
		出願変更	2月16日(木)～ 2月21日(火)正午		
		出願変更報告 [ファクシミリ] (高→県)	2月21日(火)13:00～14:00		
		調査書、成績一覧表提出 (中→高)	2月22日(水)～ 2月24日(金)16:00		
		職業学科、後期選抜の定時制、定時制における成人特別措置面接・作文実施届 (高→県)	2月17日(金)まで		
		海外帰国生徒等出願報告 (高→県)	2月24日(金)まで(出願があった場合)		
		海外帰国生徒等の特別取扱承認願 (高→県)	2月28日(火)まで(特別の配慮をする場合)		
		特別措置承認願 (高→県)	2月28日(火)まで(特別の措置をする場合)		
		難聴者に関する調査報告 (高→県)	3月 2日(木)まで		
		健康診断実施承認願 (高→県)	2月28日(火)まで		
		特例出願受付	2月22日(水)～3月 2日(木)16:00		
		特例出願者数報告 [ファクシミリ] (高→県)	3月 2日(木)17:00まで(出願があった場合)		
		後期選抜実施日	3月 7日(火) 国、理、英 3月 8日(水) 社、数、(実技検査)、 (面接)、(作文)		
		実受検者数報告 [ファクシミリ] (高→県)	3月 8日(水)14:00～15:00		
		合格者発表	3月14日(火)		
		合格者数報告 [ファクシミリ] (高→県)	3月14日(火)9:00～10:00		
		入学者選抜結果報告(文書) (高→県)	3月30日(木)まで		
		全 日 制 課 程 ・ 定 時 制 課 程	二 次 募 集	全日制二次募集面接・作文実施届提出 (高→県)	3月15日(水)まで
				全日制二次募集願書受付	3月15日(水)～ 3月17日(金)16:00 (二次募集実施校は3月14日に発表)
				全日制二次募集出願者数報告 [ファクシミリ] (高→県)	3月17日(金)16:00～16:30
				全日制二次募集出願者面接実施	3月22日(水)
全日制二次募集選抜結果通知 (高→本人・中)	3月24日(金)				
全日制二次募集選抜結果報告 [ファクシミリ] (高→県)	3月24日(金)9:00～10:00				
定時制二次募集実施要項提出 [ファクシミリ] (高→県)	3月14日(火)10:00まで(文書は3月16日まで)				
定時制二次募集面接・作文実施届提出 (高→県)	3月15日(水)まで				
定時制二次募集	(二次募集実施校及び日程等は3月14日に発表)				

平成18年度 熊本県立高等学校入学者選抜要項

I 前期選抜

1 趣旨	19
2 実施学科等	19
3 出願資格	19
4 募集人員	19
5 通学区域等	19
6 出願期間	20
7 出願手続等	20
8 選抜	22
9 身体に障害がある受検者への配慮事項	23
10 選抜結果の通知等	23
11 合格者の発表	24
12 不合格者の取扱	24

II 中高一貫教育に係る入学者選抜

1 実施高等学校	25
2 出願資格	25
3 募集人員	25
4 出願期間	25
5 出願手続等	25
6 選抜	26
7 選抜結果の通知等	27
8 合格者の発表	27
9 不合格者の取扱	27

III 後期選抜

1 趣旨	28
2 実施学科等	28
3 出願資格	28
4 入学者選抜の方法	28
5 募集人員	28
6 通学区域等	29
7 出願期間	29
8 出願手続等	29
9 選抜	31
10 海外帰国生徒等の取扱	35
11 身体に障害がある受検者への配慮事項	35
12 合格者の発表	35
13 不合格者の取扱	35

2	文部科学省指定農業経営者育成高等学校の農業自営者養成学科 入学志願者に対する農業自営志願に関する証明書等-----	41
3	高等学校通信制課程及び専攻科の入学者選抜要項-----	41

様式

様式 1-(1)	入学願（前期選抜）-----	42
様式 1-(2)	入学願（中高一貫・後期選抜）-----	43
様式 2	受検票-----	44
様式 3	写真票-----	44
様式 4	志願理由及び自己アピール書-----	45
様式 5	農業自営者養成学科入学志願者調書-----	46
様式 6	自己申告書-----	47
様式 7	調査書-----	49
様式 8	成績一覧表-----	52
様式 9	前期選抜の選抜結果通知書-----	54
様式 10	前期選抜の合格内定通知書-----	55
様式 11	中高一貫教育に係る入学者選抜の選抜結果通知書-----	56
様式 12	中高一貫教育に係る入学者選抜の合格内定通知書-----	57
様式 13	定時制課程における成人特別措置申請書-----	58
様式 14	出願変更願（甲）-----	59
様式 15	出願変更願（乙）-----	60
様式 16	入学願（二次募集）-----	61
様式 17	二次募集受付票-----	62
様式 18	後期選抜学力検査成績証明書等送付願-----	63
様式 19	選抜結果通知書-----	64
様式 20	二次募集の選抜結果通知書-----	65
様式 21	県外公立高等学校入学志願についての証明書-----	66

付表

	熊本県立高等学校の通学区域に関する規則-----	67
--	--------------------------	----

平成18年度 熊本県立高等学校入学者選抜要項

この要項は、平成18年度熊本県立高等学校入学者選抜に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

I 前期選抜

1 趣旨

- (1) 受検者の多様な能力・適性や意欲・関心、努力の成果等について優れた面を積極的に評価する。
- (2) 生徒の学校選択の幅を広げることで、受検機会の拡大を図る。

2 実施学科等

全日制課程の全学科・第1学年から定員を定めて募集するコース（以下、「コース」という。）及び希望する定時制課程の学科・コース。（ただし、中高一貫教育を行う高等学校を除く。）

3 出願資格

入学を志願できる者は、次の要件を満たしていることを中学校又はこれに準じる学校（以下、「中学校」という。）の校長が確認した者とする。

- (1) 前期選抜において各高等学校長が定めた自校が重視する観点を理解し、希望する者
- (2) 平成18年3月に県内の中学校を卒業見込みの者又は県内の中学校を卒業した者
- (3) 合格した場合は、必ず入学する者

4 募集人員

- (1) 募集定員の10パーセント以上50パーセント以内とする。ただし、コースを除く普通科については、募集定員の10パーセント以上20パーセント以内とする。
- (2) 各高等学校の学科・コースの募集人員は、上記(1)の範囲内で当該高等学校長が定める。ただし、コースを除く普通科については、募集定員の10、15、20パーセントの中から選ぶものとする。

5 通学区域等

通学区域は、熊本県立高等学校の通学区域に関する規則（付表）による。

同規則第4条による特例は、次のとおりとする。

- (1) 普通科のコースについては、通学区域を県下全域とする。
- (2) コースを除く普通科については、学区外の出願者に入学を許可し得る数を、次のア～ウとする。ただし、人数が最大でも0となる場合は、1人とすることができる。
 - ア 募集定員の10パーセントを募集人員とする場合は、募集人員の20パーセント以内とする。
 - イ 募集定員の15パーセントを募集人員とする場合は、募集人員の15パーセント以内とする。
 - ウ 募集定員の20パーセントを募集人員とする場合は、募集人員の12.5パーセント以内とする。

6 出願期間

出願期間は、平成18年1月20日（金）から1月24日（火）までの間、毎日午前9時から午後4時までとする。ただし、土曜日及び日曜日には受付をしない。なお、郵送による出願の場合は、1月23日（月）までの消印のあるものだけに限り受け付ける。

7 出願手続等

(1) 出願手続

ア 出願者による手続

出願者は、次の書類を在学する中学校長又は出身中学校長を経由して出願先の高等学校長に提出する。

(ア) 入学願（様式1-(1)に準拠して各高等学校長が定める。）

- a 入学願記載事項の証明に当たっては、出身中学校長は、厳正な調査に基づいて責任ある証明をしなければならない。
- b 志願高等学校の学区外の中学校の出身者で、学区内として出願する者は、保護者の生活の本拠が学区内にあるということを証明するに足る書類を添付しなければならない。
- c 学区内、学区外の記載について疑義がある場合は、当該高等学校長は、出願した者に対し、その保護者の生活の本拠が学区内にあるということを証明する書類を提出させることができる。

(イ) 受検票（様式2）

(ウ) 写真票（様式3）

(エ) 志願理由及び自己アピール書（様式4）

(オ) 農業自営者養成学科入学志願者調書（様式5）

農業科、畜産科、園芸科、施設園芸科、生活・園芸科、生産科学科、園芸・果樹科、園芸科学科、生物科学科、畜産科学科及びフラワークリエイト科の志願者は、農業自営者養成学科入学志願者調書を添付しなければならない。なお、学科の改編等があった場合は、必要に応じて別途通知する。

(カ) 自己申告書（様式6）

a 出願者のうち、欠席日数が1年間で30日以上の方については、自己申告書を提出することができる。

ただし、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

b 自己申告書（様式6をコピーして使用しても可。）は、出願者本人が記入する。

c 自己申告書は、本人の氏名、郵便番号、住所を記入した返信用封筒（定形。切手は不要。）を同封のうえ、厳封した後、中学校長に提出する。なお、提出する封筒には、中学校名、氏名を記入しておくこと。また、いずれの封筒も出願者が準備すること。

d 中学校長は、自己申告書が提出された場合、これを入学願、調査書等とともに、出願先の高等学校長に提出しなければならない。

e 高等学校長は、提出された自己申告書をもって、出願者が不利益な取扱を受けることのないよう留意する。

(キ) 入学者選抜手数料

入学者選抜手数料は、全日制課程は2,200円、定時制課程は950円とする。いったん受理した入学者選抜手数料は、理由のいかんを問わず返付しない。

イ 中学校長による手続

中学校長は、出願者から提出された上記アの(ア)～(キ)のほか、次の書類を出願先の高等学校長に提出する。

(ア) 調査書（様式7）

a 中学校長は、調査書委員会を設け、作成された調査書について、記載内容を生徒指導要録と照合のうえ審査を行い、公正かつ遺漏のないようにしなければならない。

b 調査書は、「調査書の記入上の注意」を参照のうえ、生徒指導要録に基づいて厳正かつ記載不備のないように作成しなければならない。

c 出身中学校長は、調査書を平成18年1月20日（金）から1月24日（火）午後4時まで、出願先の高等学校長に提出しなければならない。

d 平成17年3月以前に中学校を卒業した者については、当該年度における熊本県立高等学校入学者選抜要項による調査書の様式に従って作成すること。なお、平成12年3月以前に中学校を卒業した者については、調査書の提出を要しない。

(イ) 成績一覧表（様式8）

a 県内の中学校長は、県教育委員会が作成した入力用ソフトを用いて、出願者の属する学年全員の成績一覧表を平成17年12月22日（木）現在で作成し、平成18年1月10日（火）から1月13日（金）までに、当該教育事務所に（ただし、熊本市立中学校及び国・私立中学校の校長は、熊本県教育庁高校教育課長に）提出して、証明を受けなければならない。提出する成績一覧表の部数は、前期選抜、中高一貫教育に係る入学者選抜及び後期選抜に出願予定の高等学校数に3部を加えた数とし、成績一覧表の作成のために用いた、データを入力したフロッピーディスクも提出する。（入力用のフロッピーディスクは、

熊本県教育委員会で各中学校に配布する。フロッピーディスクの様式は、一切変更しないこと。)

中学校長は、証明を受けた成績一覧表を平成18年1月20日(金)から1月24日(火)午後4時までに、出願先の高等学校長に1部提出しなければならない。なお、証明済みの成績一覧表1部を学校に保管すること。

- b 各教育事務所長は、中学校長から提出され、証明した成績一覧表1部及びデータを入力したフロッピーディスクを平成18年1月26日(木)までに、熊本県教育庁高校教育課長に提出しなければならない。成績一覧表1部は保管すること。なお、県教育庁へ提出されたフロッピーディスクは、平成18年度高等学校入学者選抜に関する事務が終了後、すみやかに廃棄するものとする。
- c 各中学校でデータを入力したフロッピーディスクの複製を作成する場合は、校長の責任のもとで行うとともに、管理については十分に注意すること。
- d 平成17年3月以前の卒業者に関する成績一覧表については、過去に当該教育事務所長等に審査、証明を受けたものの写しに出身中学校長による原本証明をしたものでもよい。この場合は、当該教育事務所長等への提出を省略するものとする。なお、平成12年3月以前に中学校を卒業した者については、成績一覧表を作成する必要はない。

ウ 高等学校長による手続

高等学校長は、提出された上記アの(ア)~(キ)を受理した場合は、受検票を交付する。

(2) 出願の制限

出願は、1校1学科・コース限りとする。第2志望を申し出ることはいできない。

(3) 出願変更

いったん出願した場合は、変更はできない。

(4) 出願取消し

やむを得ない事情のために出願を取り消す場合は、平成18年1月25日(水)から1月31日(火)午後4時までに、本人、保護者及び出身中学校長連署のうえ、文書で出願先の高等学校長に届け出なければならない。

8 選抜

(1) 実施日

平成18年2月1日(水)

(2) 検査場

検査場は、出願した高等学校とする。

(3) 検査内容

ア 各高等学校長は、面接、小論文、実技検査、学校独自検査の中から選抜方法を定める。(複数の組合せも可。)

イ 学校独自検査とは、独自問題、実験、自己表現、総合的な学習の時間の成果の発表に関するものなど、学校が独自に作成する検査をいう。

(4) 選抜方法

- ア 各高等学校長は、入学者の選抜に当たって自校が重視する観点に沿って、受検者の多様な能力・適性や意欲・関心、努力の成果等について優れた面を積極的に評価する。
- イ 入学者の選抜は、出身中学校長から送付された志願理由及び自己アピール書、調査書、成績一覧表等の書類及び上記(3)のアの中で、各高等学校が実施した検査の結果を資料として総合的な判断のもとに行う。
- ウ 選抜基準は、当該高等学校長が定める。

(5) 検査の実施

- ア 検査場の責任者は、当該高等学校の校長とする。
- イ 校長は、当該高等学校の教職員を指揮して検査を実施する。

(6) 前期選抜委員会の設置

- 各高等学校長は、あらかじめ前期選抜委員会を組織し、厳正・公正な選抜となるよう十分検討するものとする。

(7) 受検者の携帯品

- 受検者は、受検票、筆記用具、消しゴム及び前期選抜に必要な用具を持参すること。(前期選抜に必要な用具は、出願先の高等学校長が定めて示す。)ただし、下敷き、電卓、計算機能・辞書機能・地図表示機能を持つ時計、移動通信機器(携帯電話等)等、検査上公正を欠くものの検査室への持ち込みは許さない。

(8) その他

- ア 各高等学校長は、前期選抜で自校が重視する観点、募集人員、検査内容、選抜方法等を県教育委員会に報告し、県教育委員会はこれをまとめて発表する。
- イ 入学願、調査書及び成績一覧表等の提出書類に虚偽の事実を発見した場合は、合格発表後であっても、その合格を取り消す。

9 身体に障害がある受検者への配慮事項

- (1) 中学校長は、身体に障害があるため、通常の方法により受検をすることが困難と認められる者が志願する場合には、すみやかに志願予定の高等学校長へ連絡すること。
- (2) 高等学校長は、身体に障害があるため、通常の方法により受検をすることが困難と認められる者については、県教育委員会の承認を受けて、検査方法、検査場等について適切な措置を講じるものとする。

10 選抜結果の通知等

選抜結果は、平成18年2月9日(木)に、当該高等学校長から出願者の出身中学校長に通知(様式9)するとともに、合格内定者に対しては、出身中学校長をとおして本人に通知(様式10)する。

ただし、選抜結果の通知書は、出願者の出身中学校長又は代理者に手交することができる。

11 合格者の発表

平成18年3月14日（火）に、後期選抜の合格者と同時に、出願した各高等学校において、受検番号で発表する。

12 不合格者の取扱

- (1) 選抜の結果、不合格になった者は、改めて後期選抜に出願することができる。なお、同一の高等学校に再び出願する場合は、出願に必要な書類のうち、調査書、成績一覧表及び農業自営者養成学科入学志願者調書を省略するものとする。
- (2) 高等学校長は、不合格者の中で自己申告書を提出した者については、その自己申告書を出願者本人あて、親展便にて返却するものとする。

Ⅱ 中高一貫教育に係る入学者選抜

1 実施高等学校

中高一貫教育を行う高等学校（県立小国高等学校及び県立天草高等学校天草西校）

2 出願資格

入学を志願できる者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 平成18年3月に、当該高等学校との間で中高一貫教育を行っている中学校を卒業する見込みの者で、合格した場合は、必ず入学する者
- (2) 中高一貫教育を行っている中学校での学習を踏まえ、当該高等学校における学習に対する意欲と目的意識を持っている者

3 募集人員

募集人員は、当該高等学校の募集定員を上限とする。

4 出願期間

平成18年1月20日（金）から1月24日（火）までの間、毎日午前9時から午後4時までとする。ただし、土曜日及び日曜日には受付をしない。

5 出願手続等

(1) 出願手続

ア 出願者による手続

出願者は、次の書類を在学する中学校長を経由して出願先の高等学校長に提出する。

- (ア) 入学願（様式1-(2)に準拠して各高等学校長が定める。）
- (イ) 受検票（様式2）
- (ウ) 写真票（様式3）
- (エ) 当該高等学校長が課した課題に対するレポート
- (オ) 自己申告書（様式6）（※ I前期選抜7の(1)のアの(カ)を参照のこと。）
- (カ) 入学者選抜手数料（2,200円）

イ 中学校長による手続

- (ア) 調査書（様式7）
（※ I前期選抜7の(1)のイの(ア)を参照のこと。）
- (イ) 成績一覧表（様式8）
（※ I前期選抜7の(1)のイの(イ)を参照のこと。）

ウ 高等学校長による手続

高等学校長は、提出された上記アの(ア)～(カ)を受理した場合は、受検票を交付する。

(2) 出願の制限

ア 出願先は、出身中学校との間で中高一貫教育を行っている高等学校のみとする。

イ 熊本県立高等学校入学者選抜の前期選抜との併願はできないものとする。

6 選 抜

(1) 実施日

平成18年2月1日(水)

(2) 検査場

検査場は、出願した高等学校とする。

(3) 検査の実施

ア 検査場の責任者は、当該高等学校の校長とする。

イ 校長は、当該高等学校の教職員を指揮して検査を実施する。

(4) 検査内容

ア 面接

面接は、出願者全員に対して、当該高等学校において実施する。面接に当たっては、公正かつ円滑に行われるようあらかじめ校内に面接委員会を設け、面接方法・質問事項等について十分検討するものとする。

イ 作文

(ア) 作文(400字・30分)は、出願者全員に対して、出願した高等学校で行うことができる。

(イ) 作文の実施に当たっては、あらかじめ校内に作文委員会を設け、作文のテーマや実施方法等について十分検討するものとする。

(5) 選抜方法

ア 入学者の選抜

入学者の選抜は、中学校長から提出された書類、当該高等学校長が課した課題に対するレポート、面接及び作文等の結果を資料として行い、学力検査は実施しない。

なお、課題については、当該高等学校長は平成17年11月18日(金)までに当該中学校長に通知する。

イ 選抜基準

選抜基準は、当該高等学校長が定める。

(6) その他

入学願、調査書及び成績一覧表等の提出書類に虚偽の事実を発見した場合は、合格発表後であっても、その合格を取り消す。

7 選抜結果の通知等

選抜結果は、平成18年2月9日（木）に、当該高等学校長から出願者の出身中学校長に通知（様式11）するとともに、合格内定者に対しては、出身中学校長をとおして本人に通知（様式12）する。

ただし、選抜結果の通知書は、出願者の出身中学校長又は代理者に手交することができる。

8 合格者の発表

平成18年3月14日（火）に、後期選抜の合格者と同時に、出願した各高等学校において、受検番号で発表する。

9 不合格者の取扱

- (1) 選抜の結果、不合格になった者は、改めて後期選抜に出願することができる。なお、同一の高等学校に再び出願する場合は、出願に必要な書類のうち、調査書、成績一覧表を省略するものとする。
- (2) 高等学校長は、不合格者の中で自己申告書を提出した者については、その自己申告書を出願者本人あて、親展便にて返却するものとする。

Ⅲ 後 期 選 抜

1 趣 旨

受検者の中学校教育における学習成果を総合的に評価する。

2 実施学科等

全日制課程及び定時制課程の全学科・コース

3 出願資格

入学を志願できる者は、本県の前期選抜又は中高一貫教育に係る入学者選抜に合格した者以外の者であるとともに、次の(1)から(3)のいずれかに該当する者とする。

- (1) 平成18年3月に中学校又はこれに準じる学校を卒業見込みの者
- (2) 中学校を卒業した者
- (3) 学校教育法施行規則第63条の各号の一に該当し、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

4 入学者選抜の方法

- (1) 入学者の選抜は、出身中学校長から送付された調査書、成績一覧表等の書類及び選抜のための学力検査の成績等を資料として、各高等学校、学科・コースの特色に応じて、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行う。
- (2) 調査書の各教科の学習の評定と学力検査の成績を選抜の主たる資料とする。
- (3) 身体については、修学不可能と認められる者を除くほか、選抜に差等をつける資料としない。
- (4) 定時制課程の志願者で、満20歳以上の者（昭和61年4月1日以前に生まれた者。）のうち、希望する者については、学力検査に代えて作文及び面接を実施する。（以下、「成人特別措置」という。）
- (5) 美術科並びに普通科の美術コース、美術工芸コース、芸術コース、体育コース及びスポーツコミュニケーションコースへの出願者に対しては、実技検査を実施する。
- (6) 高等学校長は、職業教育を主とする学科及び定時制課程への出願者に対して面接を実施することができる。
- (7) 入学願、調査書及び成績一覧表等の提出書類に虚偽の事実を発見した場合は、合格発表後であっても、その合格を取り消す。

5 募集人員

募集人員は、募集定員から前期選抜又は中高一貫教育に係る入学者選抜の合格者数を

減じた数とする。

6 通学区域等

通学区域は、熊本県立高等学校の通学区域に関する規則（付表）による。

同規則第4条による特例は、次のとおりとする。

- (1) 普通科のコースについては、通学区域を県下全域とする。
- (2) 普通科のコース、専門学科、総合学科及び中高一貫教育を行う高等学校については、学区外の出願者に入学を許可し得る数を、募集定員の5パーセント以内とする。なお、普通科のコース、専門学科及び総合学科の通学区域は県下全域で、学区外とは県外である。
- (3) コースを除く普通科については、学区外の出願者に入学を許可し得る数を、後期選抜の募集人員の5パーセント以内とする。

7 出願期間

- (1) 出願期間は、平成18年2月10日（金）から2月15日（水）までの間、毎日午前9時から午後4時までとし、最終日は正午までとする（定時制課程は、毎日午前9時から午後7時までとし、最終日は正午までとする。）。ただし、土曜日及び日曜日には受付をしない。郵送による出願の場合は、2月14日（火）までの消印のあるものに限り受け付ける。
- (2) 上記(1)に関わらず、県外から転勤等正当な理由によって、入学式当日までに志願高等学校の学区内に保護者とともに確実に転居し、入学後も通学区域内から通学する場合は、特例として平成18年2月22日（水）から3月2日（木）午後4時まで受け付ける。ただし、土曜日及び日曜日には受付をしない。なお、この場合、やむを得ない事情のため平成18年2月15日（水）までに出席できなかったことを証明する書類を添付すること。

8 出願手続等

(1) 出願手続

ア 出願者による手続

出願者は、次の書類を在学する中学校長又は出身中学校長を経由して出願先の高等学校長に提出する。

- (7) 入学願（様式1-(2)に準拠して各高等学校長が定める。）（※ I前期選抜7の(1)のアの(7)を参照のこと。）
- (イ) 受検票（様式2）
- (ウ) 写真票（様式3）
- (I) 農業自営者養成学科入学志願者調書（様式5）
 - a I前期選抜7の(1)のアの(ウ)を参照のこと。

b 前期選抜の出願先と同一の高等学校に再び出願する場合は、農業自営者養成
学科入学志願者調書の提出を省略するものとする。

(o) 自己申告書（様式6）（※ I前期選抜7の(1)のアの(カ)を参照のこと。）

(カ) 定時制課程における成人特別措置申請書（様式13）

成人特別措置（※ 4の(4)を参照のこと。）の適用を受けようとする者は、
成人特別措置申請書を添付しなければならない。

(キ) 入学者選抜手数料

入学者選抜手数料は、全日制課程は2,200円、定時制課程は950円とす
る。いったん受理した入学者選抜手数料は、理由のいかんを問わず返付しない。

イ 中学校長による手続

中学校長は、出願者から提出された上記アの(7)～(キ)のほか、次の書類を出願先
の高等学校長に提出する。

(7) 調査書（様式7）

a I前期選抜7の(1)のイの(7)を参照のこと。ただし、出身中学校長は、調査
書を平成18年2月22日（水）から2月24日（金）午後4時まで提出す
るものとする。

b 前期選抜又は中高一貫教育に係る入学者選抜の出願先と同一の高等学校に再
び出願する場合は、調査書の提出を省略するものとする。

(i) 成績一覧表（様式8）

a I前期選抜7の(1)のイの(i)を参照のこと。ただし、出身中学校長は、成績
一覧表を平成18年2月22日（水）から2月24日（金）午後4時まで提出
するものとする。

b 前期選抜又は中高一貫教育に係る入学者選抜の出願先と同一の高等学校に再
び出願する場合は、成績一覧表の提出を省略するものとする。

c 県外の中学校長にあっては、V県外からの出願及び県外への出願の手続1の
(2)によること。

ウ 高等学校長による手続

高等学校長は、提出された上記アの(7)～(キ)を受理した場合は、受検票を交付す
る。

(2) 出願の制限

出願は、1校限りとする。いったん入学願を提出した後には、(3)の「出願変更」
及び(4)の「出願取消し」の場合を除き、どのような変更（出願期間内に、ある高等
学校への出願を取り下げて、別の高等学校に出願することも含む。）も認めない。

(3) 出願変更

ア 出願した高等学校、課程、学科・コースを変更したい者は、1回に限り変更する
ことができる。

イ 出願変更期間は、平成18年2月16日（木）から2月21日（火）までとし、
この期間にウの出願変更の手続をすべて完了するものとする。受付時間は、午前9
時から午後4時までとし、最終日は正午までとする。ただし、土曜日及び日曜日
には受付をしない。なお、郵送による出願変更は受け付けない。

ウ 出願変更の手続は、次のとおりとする。

(7) 異なる高等学校に出願変更する場合

- a 出願変更したい者は、出身中学校長を経て出願した高等学校長に、「出願変更願（甲）」（様式14）、「出願変更願（乙）」（様式15）と先に交付された受検票を提出し、所定の欄に証明を受けた「出願変更願（乙）」と先に提出した入学願、写真票を受け取る。（自己申告書を提出した場合は、自己申告書も受け取る。「出願変更願（甲）」及び受検票は、出願変更前の高等学校で保管する。）
- b 受け取った「出願変更願（乙）」に、新たに作成した入学願、受検票、写真票を添付し、出身中学校長を経て、出願変更先の高等学校長に提出し、受検票の交付を受ける。（自己申告書は新たに作成し、出願変更先の高等学校長にも提出できる。）

(イ) 同じ高等学校の異なる課程、学科・コースに出願変更する場合（同じ高等学校の本校分校間の変更も含む。）

出願変更したい者は、出身中学校長を経て、出願した高等学校長に、「出願変更願（甲）」と先に交付された受検票に添えて、新たに作成した入学願、受検票、写真票を提出し、先に提出した入学願、写真票を受け取るとともに、受検票の交付を受ける。

エ 入学者選抜手数料については、次の表のとおりとする。

納入する必要がある場合には、新たに出願する際に納入すること。

出 願 変 更 の 区 分	入学者選抜手数料の納入
県立高等学校全日制課程から、同校全日制課程又は他の県立高等学校全日制課程へ	改めて納入する必要はない。
県立高等学校定時制課程から、同校定時制課程又は他の県立高等学校定時制課程へ	
県立高等学校全日制課程から、同校定時制課程又は他の県立高等学校定時制課程へ	
県立高等学校定時制課程から、同校全日制課程又は他の県立高等学校全日制課程へ	先に納入した入学者選抜手数料との差額を納入すること。
県立高等学校から、熊本市立必由館高等学校又は熊本市立千原台高等学校へ	改めて入学者選抜手数料の全額を納入すること。
熊本市立必由館高等学校又は熊本市立千原台高等学校から、県立高等学校へ	

(4) 出願取消し（「出願取消し」とは、出願を取り消した後、どの高等学校へも出願をしない場合をいう。）

出願取消しの場合は、平成18年2月22日（水）以後に、本人、保護者及び出身中学校長連署のうえ、文書で出願先の高等学校長に届け出なければならない。

9 選 抜

(1) 学力検査

ア 学力検査日時

平成18年3月7日（火）及び8日（水）の両日、午前10時から実施する。

イ 検査場

検査場は、出願した高等学校とする。

ウ 検査の実施

(7) 検査場の責任者は、当該高等学校の校長とする。

(イ) 校長は、当該高等学校の教職員を指揮して検査を実施する。

エ 学力検査問題

(7) 検査教科、検査時間及び配点

a 検査教科は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科とし、英語のリスニングテストを英語の検査時間内に実施する。

b 検査時間は、各教科とも50分とする。

c 配点は、各教科とも50点とする。

(イ) 学力検査問題の作成及び検査の実施

学力検査は、問題を県教育委員会が作成し実施する。

(ウ) 学校選択問題

各高等学校長は、数学及び英語の学力検査において、県教育委員会が作成した学校選択問題の中から、自校の受検者が解答する問題を指定する。

(イ) 学力検査時間割

第1日 3月7日(火) 集合時刻 午前9時20分

	教科	開始時刻	終了時刻	検査時間(分)
第1時限	国語	10:00	10:50	50
休憩				
第2時限	理科	11:10	12:00	50
休憩				
第3時限	英語 (リスニングテストを含む。)	13:10	14:00	50

第2日 3月8日(水)

	教科	開始時刻	終了時刻	検査時間(分)
第1時限	社会	10:00	10:50	50
休憩				
第2時限	数学	11:10	12:00	50

オ 得点の特別処理

(7) 理数科及び普通科の理数コースにおいては、数学の得点を、英語科並びに普通科の英語コース及び国際コースにおいては、英語の得点を2倍にして処理する。

(イ) 職業教育を主とする学科においては、学科の特性に応じた教科の得点を2倍にして処理することができる。

(ウ) 全日制の単位制高等学校(総合学科を含む。)においては、次のa、bのいずれ

れかを選択することができる。

- a 5教科の中で、得点が高い方から2教科の得点を2倍にして処理する。
- b 5教科の中で、受検者があらかじめ申告した2教科の得点を2倍にして処理する。

カ 選抜の手順

選抜は、次の手順による。

(7) 各受検者について、学力検査を行った5教科（国語、社会、数学、理科、英語）の検査得点を合計し、合計点の高い順に順位をつける。なお、上記オの得点の特別処理を適用する学科・コースにおいては、当該教科の検査得点を2倍して、他の教科の検査得点と合計し、合計点の高い順に順位をつける。

(イ) 調査書の評定については、次のa～cの手順で総計点を算出し、総計点の高い順に順位をつける。

- a 学力検査を行う5教科（国語、社会、数学、理科、英語）については、教科ごとに、第1学年及び第2学年の評定に、第3学年の評定を2倍したものを加えて合計し、さらに、その合計点を、学力検査の得点を用いて補正する。（別表を参照）

【別表】

得点	50	47	44	41	38	35	32	29	26	23	20	17	14	11	8	5	2
評定																	
の合計点	48	45	42	39	36	33	30	27	24	21	18	15	12	9	6	3	0
20	20	20	19	19	18	18	17	17	16	16	15	15	14	14	13	13	12
19	20	19	19	18	18	17	17	16	16	15	15	14	14	13	13	12	12
18	19	19	18	18	17	17	16	16	15	15	14	14	13	13	12	12	11
17	19	18	18	17	17	16	16	15	15	14	14	13	13	12	12	11	11
16	18	18	17	17	16	16	15	15	14	14	13	13	12	12	11	11	10
15	18	17	17	16	16	15	15	14	14	13	13	12	12	11	11	10	10
14	17	17	16	16	15	15	14	14	13	13	12	12	11	11	10	10	9
13	17	16	16	15	15	14	14	13	13	12	12	11	11	10	10	9	9
12	16	16	15	15	14	14	13	13	12	12	11	11	10	10	9	9	8
11	16	15	15	14	14	13	13	12	12	11	11	10	10	9	9	8	8
10	15	15	14	14	13	13	12	12	11	11	10	10	9	9	8	8	7
9	15	14	14	13	13	12	12	11	11	10	10	9	9	8	8	7	7
8	14	14	13	13	12	12	11	11	10	10	9	9	8	8	7	7	6
7	14	13	13	12	12	11	11	10	10	9	9	8	8	7	7	6	6
6	13	13	12	12	11	11	10	10	9	9	8	8	7	7	6	6	5
5	13	12	12	11	11	10	10	9	9	8	8	7	7	6	6	5	5
4	12	12	11	11	10	10	9	9	8	8	7	7	6	6	5	5	4

- b 学力検査を行わない4教科（音楽、美術、保健体育、技術・家庭）については、教科ごとに、第1学年及び第2学年の評定に、第3学年の評定を2倍した

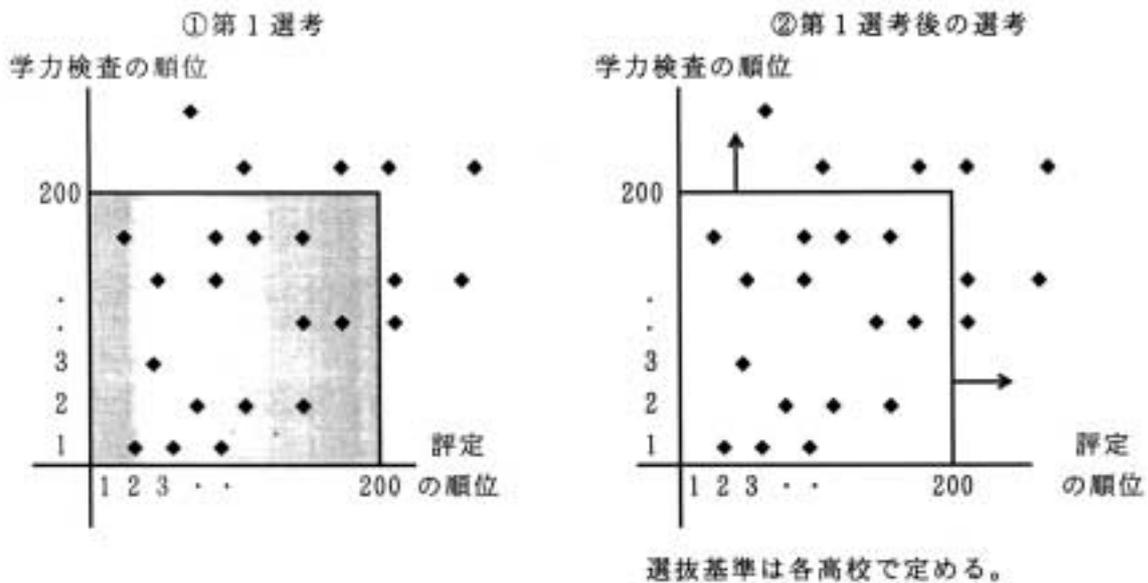
ものを加えて合計する。

c aで補正した5教科の合計点に、bの4教科の合計点を加えて総計点を算出する。

(ウ) 受検者の中で、(ア)の学力検査の順位、(イ)の評定の順位が、ともに募集人員以内にある者を対象に、第1選考として、その中から合格者を決定する。

(エ) 第1選考での合格者数が募集人員に満たない場合、各高等学校長は、選抜基準を定め、第1選考の合格者以外の者の中から残りの合格者を決定する。

(参考) 募集人員が200人の場合の例



キ 受検者の携帯品

受検者は、受検票、筆記用具、消しゴム、定規、コンパス及び実技検査に必要な用具を持参すること。ただし、分度器付き定規、分度器付きコンパス、分度器、下敷き、電卓、計算機能・辞書機能・地図表示機能を持つ時計、移动通信機器（携帯電話等）等、検査上公正を欠くものの検査室への持ち込みは許さない。

ク 出願の手続をした者が、検査当日に病気その他やむを得ない事情のため欠席し、その理由が出身中学校長によって証明された者については、出願先の高等学校長は、この学力検査に代わる他の適当な措置を講じることができる。

(2) 作文、面接、実技検査及び健康診断

ア 作文

(ア) 定時制課程における成人特別措置により作文を実施する場合は、平成18年3月8日（水）当該高等学校において実施する。

(イ) 作文は、出願者の適性や意欲・関心等をみるために、800字、50分で実施する。

(ウ) 作文の実施に当たっては、あらかじめ校内に作文委員会を設け、作文のテーマや実施方法等については十分検討するものとする。

イ 面接

面接を実施する場合は、平成18年3月8日（水）当該高等学校において実施する。面接に当たっては、公正かつ円滑に行われるようあらかじめ校内に面接委員会を設け、面接方法・質問事項等について十分検討するものとする。

ウ 実技検査

実技検査を実施する場合は、平成18年3月8日（水）学力検査終了後、当該高等学校において実施する。実技検査に当たっては、校内に実技検査委員会を設け、検査の細目等について十分検討し、実施するものとする。

エ 健康診断

高等学校長は、調査書の健康の記録欄によって、より精密な検査を必要と認める場合には、学校医又は公立保健所による検査を求めることができる。

10 海外帰国生徒等の取扱

高等学校長は、海外帰国生徒及び中国等帰国生徒が県立高等学校を志願する場合は、県教育委員会の承認を受けて、選抜に当たって特別の配慮をすることができる。

11 身体に障害がある受検者への配慮事項

- (1) 中学校長は、身体に障害があるため、通常の方法により学力検査を受検することが困難と認められる者が志願する場合には、すみやかに志願予定の高等学校長へ連絡すること。
- (2) 高等学校長は、身体に障害があるため、通常の方法により学力検査を受検することが困難と認められる者については、県教育委員会の承認を受けて、検査方法、検査場等について適切な措置を講じるものとする。

12 合格者の発表

- (1) 発表の日は、平成18年3月14日（火）とする。
- (2) 出願した各高等学校において、受検番号で発表する。

13 不合格者の取扱

高等学校長は、不合格者の中で自己申告書を提出した者については、その自己申告書を出願者本人あて、親展便にて返却するものとする。

IV 二 次 募 集

<全日制課程>

1 実施学科等

合格者数が募集定員に満たない学校、学科・コースについて、二次募集を実施するものとする。

2 出願資格

二次募集を出願することができる者は、平成18年度熊本県立高等学校入学者選抜の後期選抜における学力検査（以下、「本検査」という。）を受検した者（定時制課程における成人特別措置による受検者を除く。）で、出願時において、本県の内外を問わず、国・公・私立のいずれの高等学校（大学入学資格が付与されている専修学校高等課程の学科を含む。）にも合格していない者とする。ただし、本検査で受検した高等学校の同一学科・コース（第1志望に限る。）に出願することはできない。

なお、いったんいずれかの高等学校に合格した者は、その後の手続の有無にかかわらず出願できない。

3 募集人員

募集定員から、前期選抜又は中高一貫教育に係る入学者選抜、後期選抜の合格者数を減じた数

4 出願期間

出願期間は、平成18年3月15日（水）から3月17日（金）までの間、毎日午前9時から午後4時までとする。なお、郵送により出願する場合は、出願者の住所、氏名を記入し、80円切手を貼った返信用封筒（定形）を同封のうえ、3月16日（木）までの消印となるよう投函すること。

5 出願手続等

- (1) 二次募集の志願者は、入学願(二次募集)（様式16）に入学者選抜手数料（2,200円）を添えて、出身中学校長を経て志願高等学校長に提出（出願期間内に必着すること。）し、二次募集受付票（様式17）を受領する。（自己申告書は希望すれば提出できる。）
- (2) 出願は、1校1学科・コース限りとする。
- (3) 中学校長は、当該志願者が本検査を受検した県立高等学校の校長に、後期選抜学力

検査成績証明書等送付願（様式18）を提出する。（出願期間内に必着すること。）

(4) 上記(1)において、郵送により提出する場合には、出身中学校長及び志願高等学校長は、次の手順をとること。

ア 中学校長は、志願高等学校長あてに入学願を3月16日（木）までの消印になるよう投函し、入学者選抜手数料を3月16日（木）までに電信為替で送金するとともに、志願高等学校長あてに入学願のコピー及び電信為替金受領証書を3月16日（木）までにファクシミリで送信すること。

イ アで、中学校長からのファクシミリを受け取った志願高等学校長は、折り返し中学校長あてに二次募集受付票をファクシミリで送信する。さらに、面接を実施しない場合は、志願者に二次募集受付票を送付し、面接を実施する場合は、志願者に受付票を送付せず、面接当日に本人であることを確認のうえ、直接手渡すこと。

ウ イで、志願高等学校長からの二次募集受付票のファクシミリによる送信を受けた中学校長は、志願者に面接の有無、日時を連絡するとともに、志願者に連絡がとれ次第、志願高等学校長に連絡済みの電話連絡を行うこと。

(5) 上記(3)において、郵送にて提出する場合は、中学校長は、当該志願者が本検査を受検した県立高等学校の校長あてに後期選抜学力検査成績証明書等送付願を3月16日（木）までの消印となるように投函するとともに、同日までに、後期選抜学力検査成績証明書等送付願をファクシミリで送信すること。

6 選抜

(1) 入学者の選抜は、調査書、本検査の結果等を資料として、各高等学校、学科・コースの特色に応じて、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行う。

(2) 二次募集を実施する高等学校長は、出願者に対して、平成18年3月22日（水）に、当該の高等学校でⅢ後期選抜9の(2)のイに準じて面接を実施することができる。

なお、出願者は面接の有無について二次募集受付票で確認をするとともに、面接が実施される場合は、面接時に二次募集受付票を持参すること。

(3) 入学願等の提出書類に虚偽の事実を発見した場合は、合格発表後であっても、その合格を取り消す。

7 選抜結果の通知等

二次募集を実施した高等学校の校長は、選抜結果について、平成18年3月24日（金）に、出願者に郵送で通知（様式19）するとともに、出身中学校長に通知（様式20）する。

8 不合格者の取扱

高等学校長は、不合格者の中で自己申告書を提出した者については、その自己申告書を出願者本人あて、親展便にて返却するものとする。

〈定時制課程〉

1 実施学科等

合格者数が募集定員に満たない学校、学科・コースについて、二次募集を実施するものとする。

2 出願手続等

出願は、1校1学科・コース限りとする。

3 実施要項

実施要項は当該高等学校長が定める。

4 不合格者の取扱

高等学校長は、不合格者の中で自己申告書を提出した者については、その自己申告書を出願者本人あて、親展便にて返却するものとする。

V 県外からの出願及び県外への出願の手続

1 県外中学校出身者で熊本県公立高等学校に出願する場合

- (1) 県外中学校出身者で熊本県公立高等学校に出願する者は、この要項のⅢ後期選抜8の(1)に示した必要書類等のほかに、県外公立高等学校入学志願についての証明書(様式21)を出願先の高等学校長に提出すること。ただし、様式21に準じたものであれば、各県で定めたものを使用してもよい。
- (2) 当該中学校長は、成績一覧表(様式8)については、直接熊本県教育委員会(熊本市水前寺6丁目18番1号、熊本県教育庁高校教育課長あて)及び出願先の高等学校長に、各1部を平成18年2月22日(水)から2月24日(金)までに提出しなければならない。なお、様式8に準じたものであれば、各県で定めたものを使用してもよい。また、当該教育事務所長の証明はなくてもよい。
- (3) 書類不備の場合、入学願は受け付けない。

2 熊本県内中学校出身者で県外公立高等学校に出願する場合

県外公立高等学校に出願する者で、出願しようとする公立高等学校所在の都道府県教育委員会等が要求する提出書類に、熊本県教育委員会の証明等を必要とする場合には、必要とする部数より1部多い部数を、必要とする日の少なくとも10日前までに提出しなければならない。

VI 口頭による開示請求

受検者は、熊本県個人情報保護条例の規定に基づき、次のとおり、口頭による開示請求を行うことができる。

1 口頭による開示請求を行うことができる個人情報

平成18年度熊本県立高等学校入学者選抜の後期選抜における学力検査の教科別得点及び合計得点

2 口頭による開示請求を行うことができる者

上記1の学力検査の受検者本人。法定代理人は認めない。

3 口頭による開示請求を行うことができる個人情報の開示（以下、「簡易開示」という。）のための期間及び時間

(1) 全日制課程

平成18年3月27日（月）から平成18年4月27日（木）の期間（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）で、原則として午前9時から午後4時まで。

(2) 定時制課程

ア 平成18年3月27日（月）から平成18年4月7日（金）の期間（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）は、原則として午前9時から午後4時まで。

イ 平成18年4月10日（月）から平成18年4月27日（木）の期間（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）は、原則として午後2時から午後9時まで。

4 簡易開示を行う場所

学力検査を受検した県立高等学校

5 持参すべきもの

受検票、生徒手帳、卒業証明書（卒業証書も可）、各種健康保険証のいずれか1つ

6 簡易開示の方法

本人を確認した後、直ちに閲覧により開示する。なお、電話又は郵送による簡易開示請求は受け付けない。

Ⅶ そ の 他

1 入学者選抜事務処理要項

入学者選抜事務処理要項は別に定め、各高等学校長に通知する。

2 文部科学省指定農業経営者育成高等学校の農業自営者養成学科入学志願者に対する農業自営志願に関する証明書等

文部科学省指定農業経営者育成高等学校（熊本県立菊池農業高等学校）の農業自営者養成学科入学志願者に対しては、校長は、県教育委員会の承認を受けて、農業自営者養成学科入学志願者調書（様式5）に加えて、農業自営志願に関する証明書等の書類提出を求めることができるものとする。

3 高等学校通信制課程及び専攻科の入学者選抜要項

高等学校通信制課程及び専攻科については、校長は、県教育委員会の承認を受けて、この要項に準じた入学者選抜要項を定めるものとする。

様式 1-(1)

受 付 番 号					学 区 内 外		
入 学 願 (前 期 選 抜)							
貴校に入学したいので御許可くださいますようお願いいたします。							
平成 年 月 日							
熊本県立 高等学校長 様							
志 願 者	ふりがな			性 別	氏 名	印	
	氏 名						
	生年月日	昭和	年	月	日	府	市
		平成				県	郡
保 護 者	生活の 本 拠	府 県		市 郡	本 拠	町 村 丁目	番 地 番 号
		町 村 丁目	番 地 番 号				
学 歴 及 び 職 歴							
昭和 平成	年	月	日	小学校第6学年卒業			
昭和 平成	年	月	日	中学校第1学年入学			
昭和 平成	年	月	日				
昭和 平成	年	月	日				
昭和 平成	年	月	日				
昭和 平成	年	月	日				
この記載事項に相違ないとともに、貴校以外の公立高等学校を志願していないことを証明します。 なお、「平成18年度熊本県立高等学校入学者選抜要項」の「I 前期選抜」の「3 出願資格」の要件を満たしていることを確認します。							
学 校 名						職 印	
校 長 氏 名							

- (注) 1 「学区内 学区外」等は、該当するものを○で囲むこと。
2 志願者氏名は、必ず本人が書くこと。
3 入学志願者が成人のときは、保護者欄の記載を要しないが、志願者氏名欄に押印すること。

様式1-(2)

受 付 番 号							学 区 内 外
<h2 style="margin:0;">入 学 願</h2> <h3 style="margin:0;">(中高一貫 ・ 後期選抜)</h3>							
貴校に入学したいので御許可くださいますようお願いいたします。 平成 年 月 日 熊本県立 高等学校長 様							
志 願 者	ふりがな			性 別			印
	氏 名			氏 名			
	生年月日	昭和 年 月 日 平成		保 護 者	生 活 の	府 市 県 郡	
	生 活 の 本 拠	府 県 市 郡	町 村 丁 目		本 拠	番 地 番 号	町 村 丁 目
学 歴 及 び 職 歴							
昭和 平成	年 月 日						小 学 校 第 6 学 年 卒 業
昭和 平成	年 月 日						中 学 校 第 1 学 年 入 学
昭和 平成	年 月 日						
昭和 平成	年 月 日						
昭和 平成	年 月 日						
昭和 平成	年 月 日						
この記載事項に相違ないとともに、貴校以外の公立高等学校を志願していないことを証明します。							
学 校 名 校 長 氏 名							
						職 印	

- (注) 1 「学区内 学区外」等は、該当するものを○で囲むこと。
 2 志願者氏名は、必ず本人が書くこと。
 3 入学志願者が成人のときは、保護者欄の記載を要しないが、志願者氏名欄に押印すること。

様式2

受 検 票			
(前期選抜・中高一貫・後期選抜)			
受検番号			
ふりがな 氏 名			性 別
生年月日	昭和 平成	年 月 日	
出身中学校	学校名		
卒業年月	昭和 平成	年 月	卒 業 卒業見込み
検 査 場			
出身中学校長職印	志願高等学校長職印		

(注) 1 「前期選抜・中高一貫・後期選抜」等は、該当するものを○で囲むこと。

2 この受検票は、平成18年度熊本県立高等学校入学者選抜学力検査（後期選抜）における口頭による開示請求の際、受検者本人であることを証明するものとなりますので、大切に保管しておいて下さい。

[熊本県教育委員会]

様式3

写 真 票	
(前期選抜・中高一貫・後期選抜)	
(写 真)	
(虚線枠内)	
職 印	
受 検 番 号	
ふりがな	性別
氏 名	()
出身中学校	

(注) 1 「前期選抜・中高一貫・後期選抜」の部分は、該当するものを○で囲むこと。

2 写真は、平成17年9月以降に撮影したもの（たて5.0cm、よこ3.5cm）で、脱帽、正面、上半身のものとする。

3 職印は、出身中学校長の職印とする。

[熊本県教育委員会]

様式4

※ 受検
番号

志願理由及び自己アピール書

平成 年 月 日

高等学校長 様

学 校 名

本人氏名

印

Large rectangular area with horizontal dashed lines for writing the application text.

- (注) 1 「※ 受検番号」の欄には、記入しないこと。
 2 「志願理由及び自己アピール書」の欄には、その高校の学科やコースを志願する動機や理由等について、さらには、自己PR、中学校3年間の学業、文化、体育、生徒会、ボランティア等の活動の実績等について具体的に記入する。
 3 「志願理由及び自己アピール書」は、出願者本人が記入すること。
 4 筆記用具は鉛筆でもよい。
 5 中学校に在籍していない者は、学校名を記載しなくてよい。

様式5

入学願の 受付番号	
--------------	--

志望学科	第1志望	科
	第2志望	科

農業自営者養成学科入学志願者調書

中学校名	氏名	性別	現住所	生年月日
				昭和 年月日 平成

1 家族の就農状況（農家のみ記入すること。）

氏名	年齢	就農状況		氏名	年齢	就農状況	
		農業だけに 従事	農業と他の 職業に従事			農業だけに 従事	農業と他の 職業に従事

（注） 家族で農業に従事している者について記入し、就農状況は該当欄に○印を付けること。

2 農業経営の類型（農家のみ記入すること。）

--

（注） 例えば、稲作経営、水田酪農経営、果樹作経営、水稲+野菜作経営など、経営組織の類別を記入すること。

3 将来の方向

(1) 卒業後の進路

自 営		進 学		就 職	
農 業 自 営	その他の自営	進学後農業自営	進学後就職	農業関係就職	農業以外の就職

(2) 経営の中心（農業自営を志向する者のみ記入すること。）

稲作	野菜	果樹	畜産	養蚕	い草	花	たばこ	樹芸	茶	その他（ ）
----	----	----	----	----	----	---	-----	----	---	--------

4 本人・保護者が自営者養成学科を志望する理由

(1) 本人の意志

--

(2) 保護者の意志

--

上記の記載に相違ありません。

平成 年 月 日

保護者氏名

印

上記の理由により貴校を志願していることを証明します。

平成 年 月 日

中学校長氏名

職 印

- (注) 1 「昭和 平成」「卒業後の進路」「経営の中心」の欄は、該当するものを○で囲むこと。
2 前期選抜においては、第2志望を申し出ることはいけません。

様式7 調 査 書 (表) [熊本県教育委員会]

入学願の受付番号

成績一覧表番号

ふりがな 氏 名 性別
()
昭和 年 月 日生
平成
卒業・卒業見込み 年月日
昭和 年 月 日 卒業
平成 年 月 日 卒業見込み

編入学、転入学、転学・退学等の記録

観 点 別 学 習 状 況		学 年		
教 科	観 点	1 年	2 年	3 年
国 語	国語への関心・意欲・態度			
	話す・聞く能力			
	書く能力			
	読む能力			
社 会	言語についての知識・理解・技能			
	社会的事象への関心・意欲・態度			
	社会的な思考・判断・資料活用 の技能・表現			
数 学	社会的事象についての知識・理解			
	数学への関心・意欲・態度			
	数学的な見方や考え方			
	数学的な表現・処理			
理 科	数量、図形などについての知識・理解			
	自然事象への関心・意欲・態度			
	科学的な思考			
外 国 語 (英語)	観察・実験の技能・表現			
	自然事象についての知識・理解			
	コミュニケーションへの関心・意欲・態度			
音 楽	表現の能力			
	理解の能力			
	言語や文化についての知識・理解			
	音楽への関心・意欲・態度			
美 術	音楽的な感受や表現の工夫			
	表現の技能			
	鑑賞の能力			
	美術への関心・意欲・態度			
保 健 体 育	発想や構想の能力			
	創造的な技能			
	鑑賞の能力			
	運動や健康・安全への関心・意欲・態度			
技 術 ・ 家 庭	運動や健康・安全についての思考・判断			
	運動の技能			
	運動や健康・安全についての知識・理解			
	生活や技術への関心・意欲・態度			
技 術 ・ 家 庭	生活を工夫し創造する能力			
	生活の技能			
	生活や技術についての知識・理解			

各 教 科 の 学 習 の 記 録		学 年		
教 科	学 年	1 年	2 年	3 年
選 択 教 科	国 語			
	社 会			
	数 学			
	理 科			
	音 楽			
	美 術			
	保 健 体 育			
	技 術 ・ 家 庭			
	国 語			
	社 会			
数 学				
理 科				
音 楽				
美 術				
保 健 体 育				
技 術 ・ 家 庭				
外 国 語 (英語)				

様式7

調 査 書 (裏)

〔熊本県教育委員会〕

入学願の受付番号	氏 名

総合的な学習の時間の記録
(注) 学習活動、評価等を記入のこと。

特別活動の記録
(注) 在学中の主な事実や活動状況について記入のこと。

行 動 の 記 録
(注) 全体的にとらえた生徒の特徴について記入のこと。

総合所見及び指導上参考となる諸事項
(注) 生徒の特技や趣味、奉仕活動等について記入のこと。

健 康 の 記 録
(注) 指導上、受検上配慮すべき事項について記入のこと。

出 欠 の 記 録	1 年	2 年	3 年
年間出席しなければならぬ日数	日	日	日
欠 席 日 数	日	日	日
備 考 (欠席の理由等)			

本書の記載事項には誤りのないことを証明する。

平成 年 月 日

学校所在地

学 校 名

校 長 氏 名

職 印

記載者職氏名

印

《調査書の記入上の注意》

- ※ 中学校長は、調査書委員会を設け、作成された調査書について、記載内容を生徒指導要録と照合のうえ審査を行い、公正かつ遺漏のないようにしなければならない。
- ※ 調査書は、生徒指導要録に基づいて厳正かつ記載不備のないように作成しなければならない。
- ※ 出身中学校長は、調査書を、前期選抜・中高一貫教育に係る入学者選抜においては、平成18年1月20日（金）から1月24日（火）までに、後期選抜においては、平成18年2月22日（水）から2月24日（金）までに、出願先の高等学校長に提出しなければならない。

1 「卒業・卒業見込み 年月日」の欄

「昭和 平成」及び「卒業 卒業見込み」の該当するものを○で囲むこと。

2 「編入学、転入学、転学・退学等の記録」の欄

該当するものがない場合は、斜線を引くこと。

3 「観点別学習状況」の欄

- (1) 観点ごとに、評価が「A」の場合のみ○印を記入し、それ以外は空欄とすること。
- (2) 第3学年は、在校生については2学期までの評定を記入すること。

4 「各教科の学習の記録」の欄

- (1) 各学年の欄には、生徒指導要録に基づいた評定（第3学年は2学期までの評定）を記入すること。
- (2) 「選択教科」で、年間の中で前期、後期で異なる教科（コースを含む。）を履修した場合は、それぞれ記入すること。その際、前期、後期の区別を付ける必要はない。なお、履修しなかった教科は、空欄とすること。

5 「特別活動の記録」の欄

記載事項が特にない場合は、「特記事項なし」と記入すること。

6 「出欠の記録」の欄

- (1) 第3学年は、在校生については平成17年12月22日（木）現在で記入すること。
- (2) 欠席が0の場合は、「備考（欠席の理由等）」の欄は斜線を引くこと。

7 「健康の記録」の欄

中学校で指導上特に配慮した事項、受検上配慮すべき事項など、特記事項があれば記入すること。特記事項がない場合は、「特記事項なし」と記入すること。

8 その他

- (1) 氏名は、生徒指導要録の記載と同一であれば、ゴム印でも認める。
- (2) 誤記を訂正する場合は、二本線で消し、その上から記載者の訂正印を押して、正しく書き直すこと。
- (3) 配布された調査書の用紙に記入する際は、ワープロ、パソコン等を使用することができる。
- (4) 複写したものに校長の職印及び記載者の印を押印することで、調査書とすることができる。

《成績一覧表についての留意点》

- 1 第3学年に在籍するすべての生徒（特殊学級の生徒も含む。）について、個人ごとに、第1学年から第3学年までの各教科の評定を入力すること。
- 2 何らかの事情で、評定を出すことができない場合は、その評定の部分を空欄とし、その旨を下の備考欄に記述すること。
- 3 「3 備考」の番号及び氏名は、「1 各学年の評定等」の番号及び氏名と一致すること。
- 4 順位百分率とは、その個人より評定合計（中学校3年間の評定の合計で、最高135点。）の多い者の第3学年全体に占める割合を百分率で表したもの。
- 5 全日制課程、定時制課程のある高等学校に対しては、志願者がある場合には、それぞれに送付すること。
- 6 用紙は、A4判横置きで印刷すること。
- 7 氏名の文字で、入力できない漢字については、代替できる漢字がある場合は代替し、代替できる漢字がない場合は、その文字を入力せず、出力したものに手書きすること。
- 8 フロッピーディスクの様式は、一切変更しないこと。（入力しないページがあっても、様式どおりにしておくこと。）
- 9 成績一覧表を教育事務所等に送付する場合、「1 各学年の評定等」の欄は、入力したページのみ印刷して送付すること。「2 教科別5段階評定の人数及び割合」、「3 備考」の欄は、必ず印刷して送付すること。

様式10

前期選抜の合格内定通知書

受検番号

出身学校

氏 名

あなたは、平成 年度熊本県立 高等学校の前期選抜を志願されまし
たが、選抜の結果、

科
に合格が内定しましたので通知します。
コース

平成 年 月 日

高等学校名

校長氏名

職 印

様式12

中高一貫教育に係る入学者選抜の合格内定通知書

受 検 番 号

出身中学校

氏 名

あなたは、平成 年度熊本県立 高等学校の中高一貫教育に係る入学者選抜を志

願されましたが、選抜の結果、合格が内定しましたので通知します。

平成 年 月 日

高等学校名

校長氏名

職印

様式13

※ 受検
番号

定時制課程における成人特別措置申請書

平成 年 月 日

熊本県立 高等学校長 様

(ふりがな)

本人氏名

印

昭和 年 月 日生 (性別)

平成 年度熊本県立高等学校入学者選抜要項の「Ⅲ 後期選抜の4の(4)」により、定時制課程における成人特別措置の適用を申請します。

(注)「※ 受検番号」の欄は、記入しないこと。

様式14

※

出 願 変 更 願 (甲)

平成 年 月 日

_____ 高等学校長 様

課程	全日制 ・ 定時制	受検 番号	
学 科	第1志望	出 願 者	性別 () 昭和 年 月 日生 平成
	第2志望		
	第3志望		
	第4志望		
	科 コース		

上記のとおり貴校に入学願書を提出しましたが、下記のように出願変更したいのでお願いします。

記

学 校	高等学校	学 科	第1志望	科 コース
			第2志望	科 コース
			第3志望	科 コース
			第4志望	科 コース
課程	全日制 ・ 定時制			

出願者氏名	
保護者氏名	印

中学校長 証明欄	上記の出願変更は適当であると認めます。 平成 年 月 日 中学校長 氏名	<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">職印</div>
-------------	--	--

- (注) 1 あて先は、最初に出願した高等学校名を記入すること。
 2 「全日制・定時制」等は、該当するものを○で囲むこと。
 3 出願者が成人の場合は、保護者欄の記載は要しないが、出願者氏名欄に押印すること。
 4 ※印の欄は、記入しないこと。

様式15

※

出 願 変 更 願 (乙)

平成 年 月 日

_____ 高等学校長 様

学 校	高等学校	受 検 番 号			
課 程	全 日 制 ・ 定 時 制	出 願 者	ふりがな 氏 名 昭 和 年 月 日 生 平 成		
学 科	第 1 志 望			科 コ ー ス	性 別 ()
	第 2 志 望			科 コ ー ス	
	第 3 志 望			科 コ ー ス	
	第 4 志 望			科 コ ー ス	

先に上記のとおり出願しましたが、下記のように出願変更したいのでお願いします。
記

学 校	高等学校	学 科	第 1 志 望
課 程	全 日 制 ・ 定 時 制	科	科 コ ー ス
			第 2 志 望
			科 コ ー ス
			第 3 志 望
			第 4 志 望
			科 コ ー ス

出願者氏名	
保護者氏名	印

中学校長 証 明 欄	上記の出願変更は適当であると認めます。 平成 年 月 日 中学校長 氏名 [職印]
高等学校長 証 明 欄	上記出願者の「出願変更願(甲)」を受理したことを証明します。 平成 年 月 日 高等学校長 氏名 [職印]

- (注) 1 あて先は、最初に出願した高等学校名を記入すること。
 2 「全日制・定時制」等は、該当するものを○で囲むこと。
 3 出願者が成人の場合は、保護者欄の記載は要しないが、出願者氏名欄に押印すること。
 4 ※印の欄は、記入しないこと。

様式16

受 番	付 号		学 区	内 外
入 学 願 （二次募集）				
貴校に入学したいので御許可くださいますようお願いいたします。 なお、私は二次募集の出願資格を満たしています。				
志 願 学 科 ・ コ ー ス				
平成 年 月 日				
熊本県立 高等学校長 様				
志 願 者	ふりがな		性 別	
	氏 名		保 護 者	氏 名 印
	生年月日	昭和 平成 年 月 日	本 拠	府 市 県 郡
	生活の本拠	府 市 町 村 番地 丁目 番 号	本 拠	町 村 番地 丁目 番 号
学 歴 及 び 職 歴				
昭和 平成	年 月 日	小学校第6学年卒業		
昭和 平成	年 月 日	中学校第1学年入学		
昭和 平成	年 月 日			
昭和 平成	年 月 日			
昭和 平成	年 月 日			
本検査受検高校	高等学校		本検査受検番号	
本検査で受検した第一志望の 課程及び学科・コース		全日制 定時制	課 程	科 コース
この記載事項に相違ないことを証明します。				
県	立	学校	校長氏名	職印

- (注) 1 「学区内 学区外」等は、該当するものを○で囲むこと。
 2 志願者氏名は、必ず本人が書くこと。
 3 入学志願者が成人の場合は、保護者欄の記載を要しないが、志願者氏名欄に押印すること。
 4 「本検査」とは、平成18年度熊本県立高等学校入学者選抜の後期選抜における学力検査のことである。
 5 面接の有無については、二次募集受付票で確認すること。

様式17

二 次 募 集 受 付 票

受付番号	
ふりがな 氏 名	
生年月日	昭和 平成 年 月 日
出身中学校	
面接の有無	有 [日時] [場所] 無

平成 年 月 日

熊本県立

高等学校長

氏 名

職印

- (注) 1 面接が実施される場合は、本票を持参すること。
2 「昭和 平成」等は、該当するものを○で囲むこと。

様式18

後期選抜学力検査成績証明書等送付願 (全日制課程二次募集用)

平成 年 月 日

熊本県立 高等学校長 様

出身中学校名

校長氏名

職印

下記の者が、平成 年度熊本県立高等学校入学者選抜の全日制課程の二次募集に出願しますので、本人の後期選抜学力検査成績証明書、調査書の写し及び写真票を、出願先の高等学校長あて送付くださるようお願いします。

記

本 検 査 受 検 番 号	
本 検 査 受 検 者 氏 名	
二 次 募 集 出 願 高 等 学 校	

様式19

選 抜 結 果 通 知 書

平成 年 月 日

受付番号

氏 名 様

熊本県立 高等学校長

氏 名

職印

あなたは平成 年度熊本県立高等学校入学者選抜の全日制課程
の二次募集において、本校 科 コース
に となりましたので、お知らせします。

様式21

県外公立高等学校入学志願についての証明書

〔県外中学校出身生徒用〕

本 人	氏 名			
	生 年 月 日	昭和 平成	年 月 日	
	出身中学校	立	中学校	昭和 平成
	現 住 所			
保 護 者	氏 名	印		
	現 住 所			
	本人との 関 係	本人の		
出願先高等学校名		県・市立	高等学校	全日制・定時制
志願の理由（具体的に）				
<p>上記のとおり相違なく、また、本人は本県（道・都・府）内の公立高等学校に出願しないことを証明します。</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">都道府県 市町村立 中学校長 氏名</p> <div style="text-align: right; border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">職印</div>				

（注）「昭和 平成」等は、該当するものを○で囲むこと。

熊本県立高等学校入学者選抜に関する問い合わせ先

〒862-8609 熊本市水前寺6丁目18番1号

熊本県教育庁 高校教育課

TEL (096) 383-1111 (代表)

(内線6653、6655)

- ※ 土曜日及び日曜日並びに祝日は、業務を行っておりません。
- ※ 熊本県教育委員会では、ホームページを開設して、高校入試に関する情報を提供しています。

<http://www.pref.kumamoto.jp/gyousei/edu/index.html>

熊本県公安委員会告示第26号

道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）第3条の規定による改正後の道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第1号イに規定する講習を次のように行うので、確認事務の委託の手続等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第6条の規定により告示する。

平成17年7月8日

熊本県公安委員会委員長 松村敏人

- 1 講習の名称
駐車監視員資格者講習
- 2 講習の目的
道路の交通に関する法令の知識その他放置車両の確認及び標章の取付けを適正に行うため必要な技能及び知識を習得させること。
- 3 講習の日時等

講習日時	講習場所	講習内容
平成17年8月29日（月曜日） 午前9時20分から午後6時まで	財団法人熊本テルサ 3階大会議室「たい樹」 熊本市水前寺公園28番51号	講義7時間
平成17年8月30日（火曜日） 午前9時20分から午後6時まで		講義7時間
平成17年9月6日（火曜日） 午前9時30分から午前10時30分まで		修了考査1時間

- 注) 1 受付時間は、午前8時45分からとする。
2 修了考査の日は、合格発表、駐車監視員資格者講習修了証明書の交付等があるため、終了時刻は午後1時ころとなる。
- 4 受講者数
220人（定数になり次第申込みの受付を終了する。）
 - 5 受講手続
(1) 受付期間等
平成17年7月11日（月曜日）から同年8月19日（金曜日）まで（日曜日、土曜日及び7月18日を除く。受付時間は午前9時から午後5時までとする。）

- (2) 受付場所
熊本県警察本部交通指導課（熊本市水前寺六丁目18番1号）
- (3) 提出書類
駐車監視員資格者講習受講申込書 1通
なお、申込書は、前（2）の受付場所又は熊本北警察署、熊本南警察署及び熊本東警察署の交通第一課において、原則として前（1）の受付期間等に配布する。
- (4) 申込方法
受講の申込みは、申込書に必要な事項を記載の上、写真をはり付け、受講者本人が直接提出すること。
なお、申込みに当たっては、受講者本人であることを確認できる運転免許証などの写真付きの身分証明書を提示すること。
- 6 講習手数料
講習手数料（19,000円）は、熊本県収入証紙により、申込書の提出時に納付すること。
なお、納付した手数料は、還付しない。
- 7 その他
 - (1) 注意事項
駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても改正後の道路交通法第51条の13第1項第2号に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることができない。
 - (2) 問い合わせ先
熊本県警察本部交通指導課
電話 096（381）0110 内線 5117・5156

熊本県監査委員告示第2号

包括外部監査人山元修一の監査の事務の補助について協議が調ったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成17年7月8日

熊本県監査委員 高 宗 秀 暁
同 山 本 豊 孝
同 前 川 收
同 小 杉 直

補助する者の氏名	補助する者の住所	補助できる期間
石 見 敏 行	熊本市新屋敷 2-18-30	平成17年8月1日から 平成18年3月31日まで
西 本 久	熊本市大江 3-10-2	平成17年8月1日から 平成18年3月31日まで
千 歳 睦 男	熊本市尾ノ上 1-42-20	平成17年8月1日から 平成18年3月31日まで
荒 木 幸 介	熊本市新屋敷 2-23-24	平成17年8月1日から 平成18年3月31日まで
河喜多 保 典	熊本市健軍 2-22-1	平成17年8月1日から 平成18年3月31日まで
加 久 敬 士	熊本市水前寺 4-10-27	平成17年8月1日から 平成18年3月31日まで
飯 村 光 敏	熊本市水前寺 1-29-1-602	平成17年8月1日から 平成18年3月31日まで
川 上 峰 秀	熊本市新町 1-10-11-203	平成17年8月1日から 平成18年3月31日まで
山 元 克 一	熊本市帯山 1-1-13	平成17年8月1日から 平成18年3月31日まで
瀬 高 理 恵 子	菊池郡西合志町須屋 319-27	平成17年8月1日から 平成18年3月31日まで
山 本 久 美	熊本市水前寺 1-11-3-305	平成17年8月1日から 平成18年3月31日まで

